



No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考																						
1	27	L18	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成28年4月1日国土交通省告示第613号	H29/10/3追加																						
2	27	L43	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第2項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるもの又は同告示第3第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの	H29/10/3追加																						
3	157	表3.6-3 溶接部の定義	 溶接金属(溶融母材+溶着金属)	 溶接金属(溶融母材+溶着金属)	H29/8/18追加																						
4	171~172		σ_{xx} 例) σ_{y0} $\sigma_{y0}E$	ζ_{xx} 例) ζ_{y0} $\zeta_{y0}E$	H29/8/18追加																						
5	180	L2	最終改正 平成28年3月31日国土交通省告示第502号	最終改正 平成28年3月17日建設省告示第502号	H29/7/28追加																						
6	182~195	右頁のフッター	3.7 鉄筋コンクリート造(令第71条~令第79条)	3.7 鉄筋コンクリートの強度(令第74条)	H29/8/3追加																						
7	261	L14	$Cs_i \geq 0.3Z \left(1 - \frac{h_i}{h} \right)$	$\geq 0.3 \left(1 - \right)$	H29/8/3追加																						
8	282	表	<table border="1" data-bbox="555 767 983 890"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td>$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^a$</td> </tr> <tr> <td>HがZ_bを超える場合</td> <td>$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^a$</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^a$	HがZ _b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^a$	<table border="1" data-bbox="1167 767 1594 890"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>HがZ_bを超える場合</td> <td>—</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合	—	HがZ _b を超える場合	—	H29/8/3追加														
HがZ _b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_c} \right)^a$																										
HがZ _b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_c} \right)^a$																										
HがZ _b 以下の場合	—																										
HがZ _b を超える場合	—																										
9	291	下表	<table border="1" data-bbox="539 922 1115 1118"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HがZ_bを超える場合</td> <td>ZがZ_b以下の場合</td> <td>$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2a}$</td> </tr> <tr> <td>ZがZ_bを超える場合</td> <td>$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2a}$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">この表において、Z_b及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z_b 第1第2項の表に規定するZ_bの数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合		1.0	HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2a}$	ZがZ _b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2a}$	この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値			<table border="1" data-bbox="1137 922 1713 1118"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HがZ_bを超える場合</td> <td>ZがZ_b以下の場合</td> <td>$\left(\frac{-b}{H} \right)^a$</td> </tr> <tr> <td>ZがZ_bを超える場合</td> <td>$\left(- \right)^a$</td> </tr> <tr> <td colspan="3">この表において、Z_b及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z_b 第1第2項の表に規定するZ_bの数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値</td> </tr> </table>	HがZ _b 以下の場合		1.0	HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{-b}{H} \right)^a$	ZがZ _b を超える場合	$\left(- \right)^a$	この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値			H29/8/3追加
HがZ _b 以下の場合		1.0																									
HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H} \right)^{2a}$																									
	ZがZ _b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H} \right)^{2a}$																									
この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値																											
HがZ _b 以下の場合		1.0																									
HがZ _b を超える場合	ZがZ _b 以下の場合	$\left(\frac{-b}{H} \right)^a$																									
	ZがZ _b を超える場合	$\left(- \right)^a$																									
この表において、Z _b 及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z _b 第1第2項の表に規定するZ _b の数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値																											
10	310	(1)式	$Q_a + Q_{FN} \leq \frac{Q_p + Q_{FP}}{1.2}$	—————	H29/8/3追加																						
11	310	(2)式	$\frac{Q_a + Q_{FN}}{A_p} \leq \sigma_F$	$\frac{+Q}{A_p}$	H29/8/3追加																						
12	311	(5)式	$\bar{qf} = \bar{qu}/2$	$\bar{qf} = -/2$	H29/8/3追加																						
13	311	(8)式	$re = \left(\frac{D\bar{qfn}}{\bar{r}} + \frac{D^2}{4} \right)^{1/2}$	$re = \left(\frac{-}{\bar{r}} + - \right)^{1/2}$	H29/8/3追加																						
14	311	(8)式の下L4	\bar{qfn} : 負の摩擦力度の・・・	— : 負の摩擦力度の・・・	H29/8/3追加																						

15	311	(8)式の下L6	・・・(6)式は $60 + 2\bar{N}$ (kN/m ²)・・・	・・・(6)式は $60 + 2\bar{N}$ (kN/m ²)・・・	H29/8/3追加
16	311	(10)式	$Q_p = 0.7\bar{q}cA_p$	$Q_p = 0.7\bar{q}A_p$	H29/8/3追加
17	352	L3	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成27年1月29日国土交通省告示第186号	H29/10/3追加
18	352	L24	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第2項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるもの又は同告示第3第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの	H29/10/3追加
19	376 407 425	L3 L3 L12	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成27年1月29日国土交通省告示第186号	H29/10/3追加
20	458 459 460 464 468 472 482	L21 L10 L5 L3 L22 L3 L14	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第773号	H29/10/3追加
21	482	L20	ロ 地震力に対して、・・・令第82条の5第三号の規定により・・・	ロ 地震力に対して、・・・令第82条の6第三号の規定により・・・	H29/10/3追加
22	482	下L4	(1) 屋根ふき材について、令第82条の5第三号の地震力を考慮して、屋根ふき材が取り付く階に生ずる・・・	(1) 屋根ふき材について、建築物の損傷限界時に屋根ふき材が取り付く階に生ずる・・・	H29/10/3追加
23	482	下L1	(2) 外装材及び屋外に面する帳壁(以下「外装材等」という。)について、令第82条の5第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く部分・・・	(2) 外装材及び屋外に面する帳壁(以下「外装材等」という。)について、建築物の損傷限界時における外装材等が取り付く部分の上下の部分・・・	H29/10/3追加
24	483	L4	(3) 外装材について、令第82条の5第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く階に生ずる・・・	(3) 外装材について、建築物の損傷限界時における外装材等が取り付く階に生ずる・・・	H29/10/3追加
25	483	L8	ハ イ及びロの構造計算を行うに当たり、地震以外の震動・・・	ハ イ及びロの構造計算を行うに当たり、その他の震動・・・	H29/10/3追加
26	483	第二号ハの式	$d_{ei} = \frac{3}{2} \left(\frac{T_{ei}}{2\pi} \right)^2 a_{ei} + \frac{3}{2} L_{ei} R$	$d_{ei} = \frac{2}{3} \left(\frac{T_{ei}}{2\pi} \right)^2 a_{ei} + \frac{2}{3} L_{ei} R$	H29/10/3追加
27	484	L26	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第773号	H29/10/3追加
28	496	L5	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第776号	H29/10/3追加
29	671	下L2	また、(5)⑥a)の・・・(付1.3-41)式を用いて算定することができる。	また、(5)⑥a)の・・・(付1.3-40)式を用いて算定することができる。	H29/7/28追加
30	675	L6、L28	M_{u1} :そで壁付き柱の曲げ終局強度(N・mm)	追加	H29/10/3追加
31	675	L27	$M_u = \dots$	$M_u = \dots$	H29/10/3追加
32	779	L17	・・・(法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)	・・・(法第20条第1項第一号に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)	H29/10/3追加